# 今後の流れ

## 検視手続きのはじめに

この小冊子は、大事な人の死が検視官に報告された直後にあなたが知っておくべきことについて説明するものです。どのような支援を利用できるのか、また検視手続きの初期に検視官がどのようなことを行うのかについての説明などが含まれます。

## つらく困難な時に利用できる支援

Coroners Court of Victoria （ビクトリア州検視裁判所－以下「検視裁判所」と表記）の職員および Coronial Admissions and Enquiries （検視受入・照会課－以下「CA&E」と表記） の職員は、死別による悲嘆や喪失感への対処に役立つよう、情報提供とサービス提供機関などのご案内をすることができます。この小冊子の後ろのページには、このつらく困難な時に役立つかもしれない支援サービスの連絡先電話番号の一覧が掲載されています。

## 検視官の役割

検視官は可能な場合に、以下を明らかにしなければなりません。

1. 死者の身元
2. 死因
3. 場合によっては、死亡に至るまでの状況。

検視官は全ての死について調査を行うのではなく、検視官への報告義務がある死に限って調査を行います。報告義務がある死には、以下が含まれます。

* 予期しない、不自然な、または暴行による死、あるいは事故や傷害に起因する死
* 医療処置中またはその後に発生した、予期しない死
* 拘留中または保護下において発生した死
* 医師が死亡証明書に署名できない時
* 死者の身元が不明な時

## 最初の連絡

CA&Eの 職員が検視手続きのはじめにおこなわれることについてご説明するため、ご連絡を差し上げます。

CA&E はVictorian Institute of Forensic Medicine（ビクトリア州法医学研究所 ）が提供する、州全体を対象とした24時間サービスです。

CA&E の役割は、以下の通りです。

* 死亡報告を受け付ける
* 遺体を CA&Eの管理下に受け入れる
* 死者の身元確認作業を準備手配する
* 検視官のために、医学的検視調査を準備手配する
* 葬儀のために遺体を引き渡す

## 管理受け入れ

あなたの大事な人が亡くなった場所がMelbourne（メルボルン）であれば、ほとんどの場合は65 Kavanagh Street, Southbank にあるCoronial Services Centre （検視サービスセンター）のCA&Eの管理下におくために搬送されます。亡くなられた場所がビクトリア州地方部であれば、管理場所についてCA&E よりご連絡を差し上げます。

大事な人に最後に一目会う、または時間を共に過ごすことを希望される方には、CA&E の職員が支援を提供いたします。また、CA&E の職員は、誰が主たる近親者となるかについてもご説明いたします。検視調査に関するすべての連絡は、主たる近親者または選任代理人を通して行われます。

## 主たる近親者

主たる近親者には通常、死者の配偶者または内縁の配偶者が氏名されます。死者に配偶者がいなかった場合、または配偶者の都合が悪い場合は、次に挙げる方が主たる近親者となります（以下の優先順位にて）。

* 成人した息子または娘（18歳以上）
* 親
* 成人した兄弟または姉妹（18歳以上）
* 遺産執行人として、遺言上で指定された人物
* 死者が死亡する直前に、その個人的代理人であった人物
* 死者が死亡する直前に死者と親しい関係にあったために、主たる近親者として検視官に指定される人物

## 身元の確認

検視官は、死者の身元を確認する必要があります。これには目視による身元確認方法、または医学・科学的身元確認方法などが含まれます。

目視による身元確認が必要な場合、Coronial Services Centreにおいで頂き、あなたの大事な人の身元を確認するように依頼されることがあります。大事な人の身元を確認するのは、死者の家族または死亡時に死者をよく知っていた人物でなければなりません。CA&Eの職員は、通常の窓口時間中に身元確認を行うための予約を手配します。

医学・科学的身元確認方法には歯科治療記録、指紋、DNA鑑定などが含まれます。検視官は身元確認方法として最適な方法を採用し、どの方法が利用されるのかはCA&Eの職員からお知らせいたします。

## 医学的検視調査

医学的検視調査は、検視官が死者の死因を解明する際に役立てることができるように行われます。死因が明らかと思われる場合でも、検視官が実際に何があったのかを正確に解明することは、非常に重要です。

### 予備調査

あなたの大事な人がCA&E の管理下に置かれた後に、法医学者が調査を行います。予備調査は、最低限の侵襲度で行われます。CA&Eの職員は法医学者と緊密に協働し、あなたの質問のすべてにお答えすることができます。

あなたの大事な人の医療記録またはその他の情報を入手するために、CA&Eの職員が協力を要請することがあります。また、職員が死亡状況についてあなたとお話することが必要となる場合があります。警察もあなたに連絡し、死亡の件について話し合うことがあります。これにより、検視官は死亡状況について可能な限り多くの事実を収集することができます。

### 検視解剖

法医学者による検視解剖が必要となる場合があります。これは医学的死因を解明することを目的として行われる、医療処置です。検視解剖が必要であると検視官が判断した場合、CA&E の職員はまず主たる近親者に連絡し、その手順について説明した上で、質問にお答えいたします。

例えば宗教的・文化的理由などにより、検視解剖を行うことに反対される場合は、その旨を検視官にお伝えしますので CA&E の職員へお申し出ください。検視官はあなたの意見を考慮し、その後検視官の判断をお知らせするために、再度CA&E の職員がご連絡を差し上げます。

## 個人所有物

死亡場所で発見された宝飾品、衣服やその他の貴重品などの個人所有物は一般的に警察が保管し、葬儀会社へ引き渡します。警察は鑑識捜査のために、物品をいくつか保管することがあります。

そうでない場合には、個人所有物は全てご家族へお返しするために葬儀会社へ引き渡されます。個人所有物についてご質問がある場合は、CA&Eまでお知らせください。

## 葬儀準備

葬儀会社へはいつでもご連絡頂けます。葬儀会社は葬儀の準備をお手伝いし、あなたとCA&E職員との間で連絡・調整を行います。

葬儀会社は必要に応じて、あなたの大事な人をビクトリア州地方部へ搬送する手配もできます。

## 死亡診断書の入手

検視官と葬儀会社は死亡を受けて、Registry of Births, Deaths & Marriages Victoria （BDM、ビクトリア州出生・死亡・婚姻登録庁）に対して 重要情報を提供します。BDMが標準死亡証明書を発行するにあたっては、検視官から死因の詳細を提供されていなければなりません。

### 標準死亡証明書

あなた、もしくは葬儀会社は、標準死亡証明書の発行を請求できます。これは有料ですが、料金が葬儀費用の一部に含まれていることもあります。BDM は葬儀会社によって記載された人物に対し、死亡証明書を発行します。あなた以外の人物が葬儀の手配をしている場合は、あなたが直接BDM へ死亡証明書を請求することができます。

### 暫定死亡証明書

検視官による死因特定がまだ済んでいない場合、BDMは暫定死亡証明書を発行できます。しかし暫定死亡証明書には死因が記載されないため、公的文書として認められないことがあります。

また検視裁判所およびCA&Eの 職員は、死亡が発生したことを証明するための死亡確認通知書を発行することができます。しかし、この確認通知書は公的文書として、金融機関または法的機関のすべてに認められるものではありません。

暫定死亡証明書、または死亡確認通知書を認めているかについては、どのような場合でも常に提出先機関と確認を取ることがよいでしょう。

## 役立つ連絡先

検視手続きの初期に関する質問がある場合、1300 309 519 （24 時間）のCA&Eに電話でお問い合わせいただくか、または検視裁判所ホームページ、[www.coronerscourt.vic.gov.au](http://www.coronerscourt.vic.gov.au)をご覧ください。

このつらく困難な時に役立つかもしれないその他の支援サービスについては、下記をご覧ください。特に記載がなければ、電話は通常営業時間内のみご利用いただけます。

Australian Centre for Grief and Bereavement (03) 9265 2100

Compassionate Friends (03) 9888 4944 （24 時間）

1300 064 068 （24 時間）

Donor Tissue Bank of Victoria (03) 9684 4444

Federation of Community Legal Centres Victoria (03) 9652 1500

Interpreter Service（通訳サービス） 13 14 50

GriefLine1300 845 745 （12pm–3am）

Lifeline 13 11 14 （24 時間）

Mercy Grief Services(Western Metropolitan Region only)(03) 9313 5700

National Relay Service TTY 13 36 77 （聴力障害者向け）

1300 555 727 （スピーク・アンド・リッスン－障害者向け発話リレーサービス）

Registry of Births, Deaths and Marriages Victoria 1300 369 367

Road Trauma Support Services 1300 367 797

Red Nose formerly SIDS and Kids 1300 308 307 （24 時間）

State Trustees(03) 9667 6444

1300 138 672 （地方部）

SuicideLine Victoria 1300 651 251 （24 時間）

Support After Suicide(03) 9421 7640

StandBy Suicide Support（マレー地区限定） 0439 173 310 （24 時間）

Victims of Crime Helpline 1800 819 817

Victoria Legal Aid 1300 792 387

Victorian Aboriginal Legal Services 1800 064 865

Court Network 1800 681 614

Coroners Court of Victoria

65 Kavanagh Street

Southbank VIC 3006

電話1300 309 519 ファックス 1300 546 989

ホームページ www.coronerscourt.vic.gov.au